
教 育 委 員 会 規 則

高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

高知県教育長 今城 純子

高知県教育委員会規則第 2 号

高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会聴聞手続規則（平成 6 年高知県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「法第 15 条第 3 項又は条例第 15 条第 3 項に規定する方式」を「法第 15 条第 4 項又は条例第 15 条第 4 項に規定する公示の方法」に改め、同条第 4 項中「法第 15 条第 3 項又は条例第 15 条第 3 項」を「法第 15 条第 4 項又は条例第 15 条第 4 項」に、「準用する法第 15 条第 3 項」を「準用する法第 15 条第 4 項」に、「準用する条例第 15 条第 3 項」を「準用する条例第 15 条第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎ 高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則